

# 枚方市教育振興基本計画

平成28年6月

枚方市教育委員会



はじめに

枚方市教育委員会では、このたび教育基本法に基づく「枚方市教育振興基本計画」を策定しました。

近年の教育を取り巻く環境は、少子高齢化やグローバル化、核家族化やコミュニケーションの希薄化による家庭や地域での教育力の低下、ICTの急速な進展などめまぐるしく変化しています。こうした時代や社会に対応していくためには、新しい時代を生きるうえで必要な能力・資質を育む教育を推進していく必要があります。

枚方市教育振興基本計画は、第5次枚方市総合計画を上位計画とし、市長が定める枚方市教育大綱を踏まえ、枚方市の教育のめざすべきものについて、平成28年度から平成39年度までの中長期的な目標を設定し、目標を実現するための基本的な方向性を示すものです。

子どもたちは、枚方の未来の希望です。子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばし、一人ひとりの自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支えるため、学校、保護者、地域と連携し、枚方の教育の充実と発展に全力で取り組んでいきます。

最後に、本計画の策定にあたり、審議を重ねていただきました「枚方市教育振興基本計画策定審議会委員」の皆様、また、ご意見をお寄せいただきました市民の皆様に厚く御礼申し上げますとともに、今後も引き続き、枚方の子どもたちのため、本市教育行政の推進に、ご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げます。

平成28年6月

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

# 目 次

## 第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

|   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ | 1 |
| 3 | 計画期間    | 2 |

## 第2章 枚方市の教育の現状について

|     |                   |   |
|-----|-------------------|---|
| 1   | 枚方市の教育を取り巻く状況     | 3 |
| 2   | 枚方市の教育の取り組みの経過と課題 | 4 |
| (1) | 管理部               | 4 |
| (2) | 学校教育部             | 5 |
| (3) | 社会教育部             | 7 |

## 第3章 枚方市の教育がめざすもの

|   |              |    |
|---|--------------|----|
| 1 | 枚方市の教育がめざすもの | 9  |
| 2 | 教育目標         | 10 |

## 第4章 めざすべき教育を実現するために

|        |                            |    |
|--------|----------------------------|----|
| 1      | 基本方策                       | 11 |
| 基本方策1  | 確かな学びと自立を育む教育の充実           | 12 |
| 基本方策2  | 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実         | 12 |
| 基本方策3  | 教職員の資質と指導力の向上              | 13 |
| 基本方策4  | 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実         | 14 |
| 基本方策5  | 幼児教育の充実                    | 14 |
| 基本方策6  | 地域とともにある学校づくりの推進           | 15 |
| 基本方策7  | 学びのセーフティネットの構築             | 15 |
| 基本方策8  | 学びを支える教育環境の充実              | 16 |
| 基本方策9  | 基礎的な知識・技術の学習機会の提供と図書館の充実   | 17 |
| 基本方策10 | 文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりの推進 | 17 |

|   |              |    |
|---|--------------|----|
| 2 | 計画の推進        | 18 |
|   | (1) 計画の推進方法  | 18 |
|   | (2) 進行管理及び公表 | 18 |

## 参考

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 枚方市教育振興基本計画策定審議会委員名簿と審議経過 | 19 |
|---------------------------|----|

# 第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

急速に進展する少子高齢化やグローバル化、核家族化やコミュニケーションの希薄化による家庭や地域での教育力の低下、ICT（情報通信技術）の発達による高度情報化など社会を取り巻く状況が大きく変化し、教育をめぐる課題も、経済的格差の拡大や、いじめや不登校への対応、体罰等不祥事防止などますます複雑・多様化しています。

平成18年12月に教育基本法が改正され、時代に即した教育理念が示されるとともに、国に対しては、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「教育振興基本計画」）を策定する義務が、また、地方公共団体に対しては、地域の実情に応じてこれを策定する努力義務が規定されました。

本市においては、教育振興基本計画に替わるものとして、平成21年度に枚方市教育委員会教育目標を策定し、この目標に基づいて、体系的かつ総合的に教育行政を展開してきました。

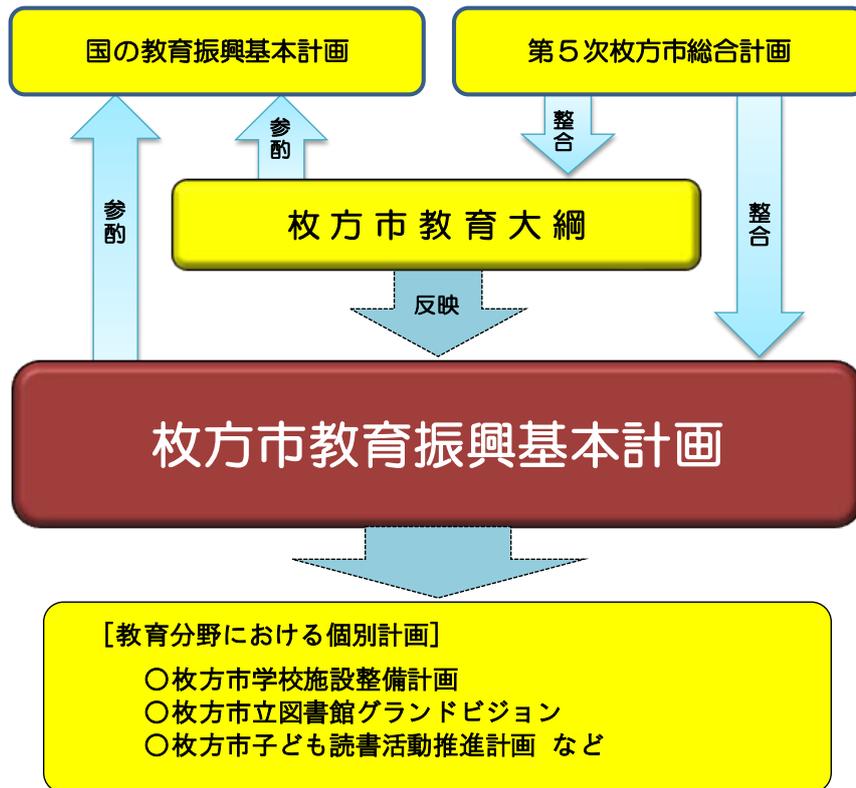
しかしながら、今日の社会状況において教育の果たす役割の重要性が一段と高まってきていること、また、平成26年4月からの中核市への移行に伴い本市の教育課題等を踏まえた独自の教職員研修の実施が可能になったこと、さらに地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化等を図ることを目的とした教育委員会制度改革が行われたことを契機として、本市において教育基本法に基づく教育振興基本計画を策定することとしました。

教育振興基本計画は、第5次枚方市総合計画を上位計画として、市長が定める枚方市教育大綱を踏まえ、本市教育のめざすべきものについて、中長期的な目標を設定し、目標を実現するための取り組みの基本的な方向性を明らかにするものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく、教育振興基本計画（枚方市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画）として位置づけます。

(計画の体系)



3 計画期間

本計画は、平成28年度から平成39年度までの12年間の計画期間とします。  
 また、平成28年度からおおむね4年を目途に取り組みの検証・評価を行い、見直しを行うものとします。

なお、国の教育に関する施策の変更など、社会状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて本計画を改訂します。

| 年度              | H28~H31       | H32~H35 | H36~H39 |
|-----------------|---------------|---------|---------|
| 第5次<br>枚方市総合計画  | 基本構想(期間設定なし)  |         |         |
|                 | 基本計画(12年間)    |         |         |
|                 | 実行計画          | 実行計画    | 実行計画    |
| 枚方市教育大綱         | →             |         |         |
| 枚方市<br>教育振興基本計画 | 12年間          |         |         |
|                 | おおむね4年を目途に見直し |         |         |

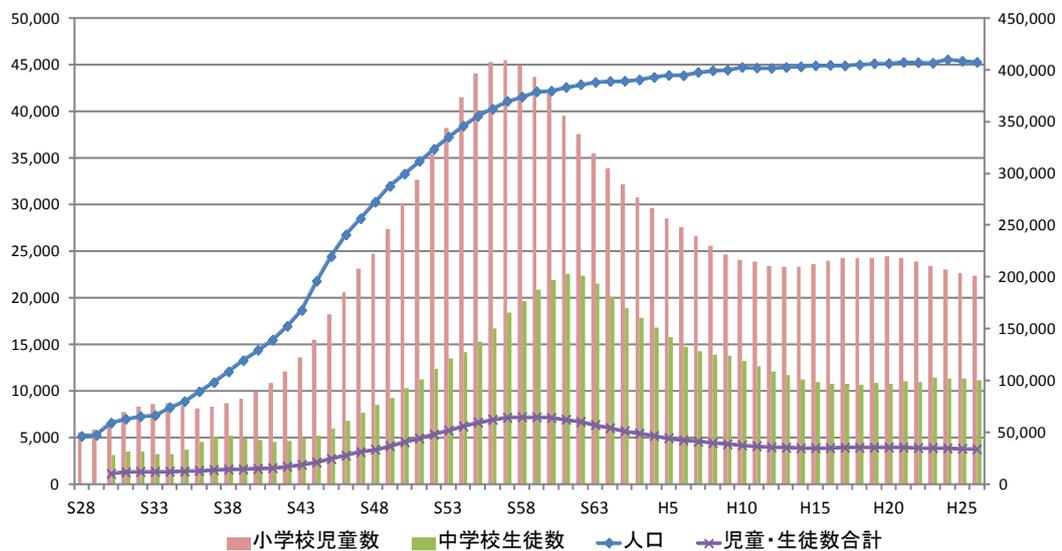
## 第2章 枚方市の教育の現状について

### 1 枚方市の教育を取り巻く状況

枚方市の小・中学校は、明治初期の小学校7校、昭和22年の中学校1校の設立から始まりました。昭和40年代から児童・生徒数が急増し、昭和58年の約6万5千人をピークに減少に転じ、平成26年度末には、小学校（45校）及び中学校（19校）に通学する児童・生徒数は約3万4千人となっています。

児童・生徒数については、今後、微減または横ばいで推移し、その後減少傾向になるものと見込んでいます。

(参考資料) 年度別人口、児童・生徒数の推移



児童・生徒数が減少する中、学級数が減少する学校がある一方で大規模化する学校が現れるなど規模の不均衡が生じたことから、教育委員会では、小学校及び中学校の統廃合と通学区域の変更による学校規模等の適正化を進めてきました。

この間、児童・生徒数の減少により小規模校（小学校：11学級以下、中学校：8学級以下）となる学校が現れる一方、局所的な住宅開発に伴う転入者の増加により大規模校（小・中学校：25学級以上）となる学校が現れるなど、学校規模の不均衡が生じたことから、学校統合や通学区域の変更を実施してきました。

また、中学校区においてめざす「子ども像」を共有化し、小学校生活から中学校生活への滑らかな接続を行うための義務教育9年間を見通した指導を行う小中連携など、特色ある学校教育を推進することを目的に、小学校単位で中学校の通学区域を構成する「一小一中」の接続関係への改善も進めてきました。

一方、防災上の課題となっていた学校園の耐震化については、平成18年度から「学校園施設耐震化5ヶ年計画」に基づいて取り組みを進め、平成22年度末で市立小・中学校の管理棟、教室棟及び体育館の耐震化が完了しました。平成24年度には学校敷地内に併設された学校給食単独調理場の耐震化、平成26年度には全幼稚園の園舎について耐震化が完了しました。

参考資料：学校園の耐震化の実施率（平成26年4月1日現在）

|     | 小・中学校  | 幼稚園    |
|-----|--------|--------|
| 枚方市 | 100.0% | 100.0% |
| 全国  | 92.5%  | 83.6%  |

※公立学校施設の耐震改修状況調査（文部科学省）

## 2 枚方市の教育の取り組みの経過と課題

平成21年4月に第4次枚方市総合計画第2期基本計画が策定され、枚方市がめざすまちの姿（将来像）と、その実現に向けた施策の方向や主要な取り組みを定めた計画が示されました。

これを受け、教育委員会では、本市教育行政の施策や事業の体系的な位置付けをより明確にし、教育の充実を図るため、目標年度を平成27年度とする枚方市教育委員会 教育目標『人とふれあい ともに学び 豊かな心を育む』～子どもたちの健やかな成長と学びを支え、社会を担う人材を育てる～』を掲げ、この教育目標の実現のため、教育委員会を構成する各部が、基本目標、主要施策を設定し、様々な取り組みを実施してきました。

### (1) 管 理 部

#### <学校園の安全対策>

全45小学校に設置した監視カメラ及びワイヤレスモニター子機付きインターホン等を活用し、正門の適正な監視を行うとともに、児童の下校時間帯等については安全監視員を配置し、児童の安全・安心を確保してきました。

近年、登下校時の交通事故や不審者により子どもが犠牲となる事件・事故が生じており、今後は、学校園における安全教育の推進や通学路等の安全対策などを充実させる必要があります。

#### <教育の情報化の推進>

校務支援システムを通知表や指導要録等に活用することで、教職員の事務を軽減し、児童・生徒と向き合う時間の確保と、よりきめ細かな指導による教育の質の向上を図るとともに、児童・生徒に関する情報を一元管理することで個

人情報の流出を防ぎ、学校内の情報セキュリティの向上に取り組んできました。

今後は、教育の情報化をさらに進めるため、ICT機器の有効活用や教職員に対するサポートを充実していく必要があります。

#### ＜学校園施設の整備＞

良好な学習環境を確保するため、「枚方市市有建築物保全計画」に基づく計画的な改修を実施するとともに、トイレをドライ方式とする全面改造や多目的トイレの設置などを行ってきました。

今後は、引き続きトイレ改善に取り組むとともに、学校施設の老朽化に対応するため、「枚方市学校施設整備計画」に基づき学校施設の更新整備を計画的に行っていく必要があります。

#### ＜学校規模等の適正化＞

市立小・中学校の教育環境の整備・向上と学校教育の充実を図るため、「枚方市学校規模等適正化基本方針」に基づき、「一小一中」の接続関係となるよう、学校規模等の適正化に取り組んできました。

今後は、引き続き「一小一中」の接続関係への改善を行うとともに、さらに将来における適正な学校規模・学校配置等の取り組みを進めていく必要があります。

#### ＜学校給食の充実＞

平成28年度からの選択制中学校給食の実施に向け、新たに第一学校給食共同調理場を建設し、中学生と小学校6年生を対象とした試食会の実施などに取り組んできました。

今後は、平成28年度から実施する中学校給食の喫食率の向上など、学校給食のさらなる充実を図る必要があります。また、食物アレルギーのある全ての児童の状況を把握し、食材の選定や献立作成の工夫を行うことで、より多くの児童が給食を食べられるよう取り組みを進めていく必要があります。

## (2) 学校教育部

#### ＜小中連携の推進・充実＞

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むため、「学習規律の確立」を基盤として、各中学校区における小学校と中学校の連携を軸に、義務教育9年間を見通したカリキュラム（指導計画）の実践に取り組むなど、学びの連続

性の確立に向けた研究を推進してきました。

今後は、「小中連携」から「小中一貫」へとステップアップし、義務教育9年間の指導を見通し、「全国学力・学習状況調査」で明らかになった課題を解決するため、小中合同の研究授業や研修会等を通し、児童・生徒が未来をひらく力を身につける教育を進める必要があります。

また、小学生が戸惑うことなく安心感をもって中学校へ進学できるよう、小・中学校が共同で一人ひとりを見守りながら、よりきめ細かい指導・支援を行うなどの取り組みを進める必要があります。

#### <少人数学級編制の充実>

基礎的な学力や生活習慣の形成期である小学校第4学年までについては、支援学級在籍児童数を含んで1学級35人以下とする本市独自の少人数学級編制を実施してきました。主体的・協同的な学習力の形成期に入る小学校第5・6学年については、習熟度別指導やティームティーチングをはじめ指導方法の改善に努めています。

今後は、きめ細かな指導により教育効果を上げるため、取り組みを進めていく必要があります。

#### <学校図書館教育の充実>

司書教諭と連携し、学校図書館の機能向上、充実を図るため、3中学校区を実践研究校区に指定し、学校司書を配置しました。

今後は、研究校区の成果を検証し、全体で共有することで、さらなる学校図書館の充実につなげていく必要があります。

#### <生徒指導の充実>

平成26年7月に策定した「枚方市いじめ防止基本方針」に基づき、学校と連携しいじめ・体罰の防止に取り組んできました。また、いじめや不登校等の早期発見・早期対応を行うため、総合電話窓口「子どもの笑顔を守るコール」を設置しています。

今後は、いじめ・不登校などの早期発見・早期対応を行うため、小・中学校の生徒指導体制を確立し、個に応じたきめ細かな指導など、生徒指導を充実させていく必要があります。

#### <支援教育の充実>

すべての子どもが「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・

集団づくりの充実を図るとともに、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を進めてきました。

今後は、平成28年4月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、本人や保護者の意向を受け止め、話し合いを進めていく中で共通理解を図り、差別の解消と合理的配慮について適切に対応しながら支援教育に取り組む必要があります。

#### <教職員の資質、指導力の向上>

中核市移行に伴い、府費負担教職員の初任者研修や10年経験者研修等の法定研修をはじめとする各種研修を教育委員会で実施するなど、教職員の資質と指導力の向上に向けて、教職員研修の充実に努めてきました。

今後は、経験の浅い教職員が増加している中、将来を見据えた教職員の資質、指導力を向上させる必要があります。

#### <幼児教育の充実>

市立幼稚園の効果的・効率的な配置を行い、幼児教育の充実を実現させていく必要から、エリアの配置の見直しを行い、平成27年4月に市立幼稚園11園のうち4園を閉園するとともに、保護者支援として「預かり保育事業」及び「幼児教育教室事業」を実施してきました。

今後は、各エリアの私立幼稚園や保育所（園）、認定こども園、小学校との連携を深め、幼児教育を充実させる必要があります。

### (3) 社会教育部

#### <社会教育の推進>

自分の子育てを振り返る機会を提供し「気づき」を促す家庭教育支援のための講座や講演会、また、人が地域で生きていくために必要な知識や技術をテーマとした社会教育基礎講座などを開催し、市民が学ぶ機会を提供してきました。

今後は、学校や様々な行政部門・団体との連携を強めながら、家庭教育支援や社会的・職業的自立の基盤となる力を育成する取り組みをさらに充実するとともに、子どもたちが文化・芸術や野外活動など様々な体験ができる機会を増やしていく必要があります。

#### <市民の生涯学習の支援>

市立図書館において、バランスを重視した資料収集と幅広い市民に対する資

料提供、後世の市民のための資料保存等を進めるとともに、子どもの読書活動を推進し、学校図書館への支援を強化することなどを通じて、市民の生涯学習を支援してきました。

今後は、引き続き基礎的な図書館サービスを充実するとともに、市民の生活及び職業上の課題や地域課題の解決のための支援を強化し、また市民の居場所としての機能を備えた図書館に移行することが必要です。また、子どもの読書活動の推進や、学校図書館への支援をさらに強化するとともに、成人の読書習慣と情報活用能力の育成にも寄与していく必要があります。

#### <歴史文化遺産の保存・活用等>

本市における貴重な歴史文化遺産である特別史跡百済寺跡や楠葉台場跡等について、必要な整備を進めてきました。また、国・大阪府・市の指定には至らないものの、地域の歴史にとって欠くことのできない文化財について、市独自の登録文化財制度を制定するとともに、歴史文化遺産の保存と活用のための整備構想を策定しました。

今後は、引き続き文化財等の適切な保存を進めるとともに、歴史文化遺産を生かして市民の郷土の歴史への理解を深め、歴史の薫り豊かなまちづくりや文化観光へと活用・発展させる必要があります。

#### <スポーツ施策の推進及びスポーツ施設の整備>

市民スポーツの振興を図るため、各種スポーツ大会やレクリエーション事業等を開催するとともに、トップアスリートとのふれあい事業により子どもたちのスポーツに対する関心を高め、夢を育む機会を作ってきました。

また、スポーツ環境の整備については、平成25年4月に伊加賀スポーツセンターをグランドオープンさせるとともに、平成27年4月には、硬式野球もできる東部公園野球場（ひらかた東部スタジアム）の供用を開始しています。

今後は、引き続き各種スポーツ・レクリエーション活動の充実やスポーツ環境の整備に取り組むとともに、健康の維持増進を図るため、身近なところで誰もが取り組める健康スポーツの推進に取り組む必要があります。

## 第3章 枚方市の教育がめざすもの

### 1 枚方市の教育がめざすもの

我が国においては、高齢者人口が増大する一方で生産年齢人口は減少し続けるなど、世界の中でもまれに見る速さで少子高齢化が進んでいます。また、グローバル化の進展に伴う国際競争の激化や人、物、情報の国境を越えた交流・流通が活発となっています。

こうした厳しい時代を生き抜くためには、自らの手で人生を切り拓くとともに、多様な価値観が存在することを理解し、それを踏まえて他者と共生していくことが求められており、子どもたちが十分な知識や技能を身に付け、思考力や判断力、表現力を磨き、多様な人々と協働することができるよう、子どもの能力や可能性を引き出すとともに自信を育む教育の実現が急務となっています。

以上のことを踏まえるとともに、これまで本市が進めてきた教育の現状や課題を分析・評価する中で、次の3点をこれからの枚方市のめざすべき教育とします。

- ①知（確かな学力）、徳（豊かな人間性）、体（健康・体力）の調和のとれた「生きる力」を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を充実させること
- ②子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、安全に安心して学校での生活が送れるよう、子どもの安全対策やいじめの未然防止、貧困対策など学びのセーフティネットを構築するとともに、老朽化した学校施設の更新など教育環境を充実させること
- ③一人ひとりの市民が生きていくために必要な基礎的な知識や技術等について学べる機会の提供や、知の源泉となる図書館の充実、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを支える社会教育を推進すること

これらの3点を着実に進め、枚方市のめざすべき教育の実現を図るため、平成28年度を始期とする平成39年度までの教育目標を定めます。

教育目標は、3点の枚方市のめざすべき教育に加え、今後、新しい時代を生きる上で必要な資質・能力を確実に育むこれからの教育の方向性も踏まえ、設定します。

## 学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく

～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす～

- 知・徳・体の調和のとれた「生きる力」に必要な基礎的な学力や自ら考える力は、主体的・協働的な学習の中で培われるものです。また、グローバル化が進展するなど、これからの社会の変化に対応できる資質・能力を養う教育をめざすことを『学びあい』という言葉で示しました。
- 人と人とがつながりあう力を育むことは教育の目標であるとともに、子どもと子ども、子どもと大人、大人と大人、学校、家庭、地域など、年齢や立場を超えて協働することは、魅力あるまちづくりを行う上でも必要なものです。こうしたつながりを深めるための教育や環境づくりをめざして、『つながりあい』という言葉で示しました。
- 『学びあい』や『つながりあい』の中で育まれた人間力や他者と協働・共生する力は、一人ひとりが社会を生き抜くうえで土台となるものです。子どもから大人まであらゆる世代の人が輝き、これからの社会を生き抜き、未来への可能性を最大限に伸ばす教育を推進することを、『一人ひとりの未来をひらく』という言葉で示しました。
- サブテーマは、国の教育振興基本計画前文に掲げられ、かつ、今後、新しい時代を生きる上で必要な資質・能力でもある『自立、協働、創造に向けた主体的な学び』と、枚方市のめざすべき教育に掲げた『未来への可能性を最大限に伸ばす教育』を引用し、メインテーマと連動させています。

## 第4章 めざすべき教育を実現するために

### 1 基本方策

枚方市のめざすべき教育を踏まえ、教育目標を達成するための基本的な方向性となる10の基本方策を設定します。

#### 枚方市のめざすべき教育

- ①知（確かな学力）、徳（豊かな人間性）、体（健康・体力）の調和のとれた「生きる力」を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を充実させます。
- ②子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、安全に安心して学校での生活が送れるよう学びのセーフティネットを構築するとともに、教育環境を充実させます。
- ③一人ひとりの市民が生きていくために必要な基礎的な知識や技術等について学べる機会の提供や、知の源泉となる図書館の充実、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを支える社会教育を推進します。

#### 教育目標

### 学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく

～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす～

#### 基本方策

- 基本方策1 確かな学びと自立を育む教育の充実
- 基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実
- 基本方策3 教職員の資質と指導力の向上
- 基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実
- 基本方策5 幼児教育の充実
- 基本方策6 地域とともにある学校づくりの推進
- 基本方策7 学びのセーフティネットの構築
- 基本方策8 学びを支える教育環境の充実
- 基本方策9 基礎的な知識・技術の学習機会の提供と図書館の充実
- 基本方策10 文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりの推進

## 基本方策1 確かな学びと自立を育む教育の充実

知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育み、将来の社会を担う人材を育成するためには、子どもの学習意欲を向上させるとともに、基礎的な学力や自ら学び考える力を伸ばしていくことが求められています。

中学校区で共通の9年間を見通した教育課程の編成、小・中学校の円滑な接続など、「小中一貫教育」を推進することで、教職員の指導力や学校力の向上を図り、子どもたちの確かな学力と自立を育みます。

また、小学校において本市独自の少人数学級編制を実施し、よりきめ細かな指導を実践するとともに、グループ学習やICTの活用等による協働型・双方向型の授業を推進します。

さらに、諸外国の文化や習慣等について理解を深める国際理解教育を推進し、国際化に対応した英語によるコミュニケーション能力を育成するとともに、学校図書館の活用による言語能力の育成や、労働・職業について学び、自らの生き方を考えるキャリア教育を推進します。

以上を効果的に進めることを土台として、今後、新しい時代を生きる上で必要な資質・能力を確実に育むため、学習指導要領の改訂を見据え、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習をさらに充実させるなど、子どもたちの「自立」「協働」「創造」する力を育む新しい教育に向けた取り組みを進めます。

## 基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

近年、子どものコミュニケーション能力や社会適応能力、体力・運動能力の低下が課題となっており、子どもの豊かな人間性や社会性、健やかな体が育まれる環境づくりが求められています。

道徳教育・人権教育などを通じて、規範意識を培い公共の精神と自らを律する力を育むとともに、自他の生命や平和を大切にする心を養い、子どもたちが豊かな人間性を身につけるための教育を充実させます。

また、生活習慣の未確立やアレルギー疾患の増加など、子どもの健康に関する課題が多様化していることを踏まえ、健全な食生活の形成のための食育の推進や、食物アレルギーへの対応など安全で安心な学校給食を提供し、健やかな体が育まれる環境づくりを推進します。

さらに、心身を鍛錬し、豊かな心と社会性を養うため、文化・芸術に親しむ機会や、自然を生かした野外活動など、体験活動を拡充させるとともに、部活動の充実を進めます。このため、外部指導者など多様な社会人の活用を図ります。

### 基本方策 3 教職員の資質と指導力の向上

本市においては新規採用教職員が増加し、経験豊かな多くの教職員の退職が続く中、教職員の世代交代が進んでおり、倫理観・規範意識及び子ども理解と集団づくり、授業力やマネジメント力など、教職員一人ひとりの資質と指導力の向上が求められています。

平成 26 年度からの中核市移行に伴い、大阪府より教職員研修の権限が委譲されました。そのため、『学び続ける教職員』を育成し、枚方の子どもたちの『生きる力』をはぐくむ』をテーマに、本市の教育課題に即した独自のカリキュラム（指導計画）で教職員研修を実施し、「経験の浅い教職員の育成」「管理職及び専門性を備えたリーダーの養成」「小中一貫教育における学力向上に向けた授業づくり・授業改善への支援」を重点項目とした教職員研修の充実を図り、明日の枚方の教育を担う教職員を育成します。

また、教育的愛情にあふれ、高い意欲と優れた指導力を有する教職員を育成するため、授業の達人による研究授業等により、授業改善につなげることで、子どもたちの「確かな学力」と「生きる力」を育みます。このため、教育委員会の学校支援機能を充実します。

さらに、学習指導要領の改訂を見据え、授業改善や組織運営の改善にかかる「アクティブ・ラーニング」や「カリキュラム・マネジメント」など新しい教育課題に向けた研修にも取り組みます。

## 基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

障害のある子どもをはじめすべての子どもたちが学校・地域社会の中で積極的に交流・活動し、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する必要があります。また、支援教育を進めるにあたっては、一人ひとりの自立に向けた効果的な指導・支援の充実が求められています。

障害のある子どもと障害のない子どもが交流や共同学習を通じ、ともに学び、互いを理解する教育を一層充実させるとともに、通常の学級においてユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組みます。

また、平成28年4月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた教育環境の整備を進めるとともに、支援教育に関する教職員研修の充実に取り組んでいきます。

さらに、支援教育コーディネーターを中心として配慮を要する子どもの支援を行うとともに、保護者、支援学校等の関係機関と連携し、支援が必要なすべての子どもについて全教職員の共通理解のもと、学校全体で支援教育の充実に取り組みます。

## 基本方策5 幼児教育の充実

少子化の進行、核家族化や男女共同参画社会の進展、ひとり親家庭の増加など、子どもの育ちや子育て支援へのニーズが多様化する中で、子どもの生きる力と個性を育む環境が求められています。幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を養う重要なものであり、さまざまな体験を通して幼児が心身ともに健やかな成長をとげられるよう、幼児一人ひとりの発達や特性に応じた取り組みを進める必要があります。

幼児教育の目的は「義務教育及びその後の教育の基礎を培う」ことであり、幼児期（幼稚園・保育所・認定こども園）の教育と児童期（小学校）の教育を

円滑に接続・連携し、幼児一人ひとりの望ましい発達を育むとともに学級集団に応じた適切な指導を行います。

また、保護者の心身のリフレッシュや短時間就労などのニーズへ対応した預かり保育の実施や、地域の未就園児も含め、親子での遊びの場や保護者交流の場の提供、子育て相談の取り組みの推進など、保護者支援を充実させます。

## 基本方策6 地域とともにある学校づくりの推進

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりが必要であり、保護者や地域住民とともに学校運営を進める「地域とともにある学校づくり」の推進が求められています。

保護者や地域住民の理解や協力を得て、各学校において特色ある教育活動を展開していくため、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みやコミュニティスクールなど学校運営に地域住民や保護者が参画する体制の構築に取り組めます。

## 基本方策7 学びのセーフティネットの構築

近年、登下校時の交通事故や不審者等により子どもが犠牲となる事件・事故が生じており、子どもが安全で安心して学べる環境づくりが求められています。

また、インターネット等によるいじめや、学校生活や家庭環境などさまざまな理由による不登校等、生徒指導上の課題が深刻化する中、子どもたちが安全に安心していきいきと学校での時間を過ごせる環境づくりが必要です。

子どもが安全で安心して学べる環境づくりについては、オートロックや機械警備などによる学校施設内の安全確保や、地域で行われている子どもの安全を

見守る活動との連携、防犯カメラなどによる通学路の安全対策の強化、不審者情報等の緊急情報を保護者にメールで配信するシステムを有効活用するとともに、近年の子どもが巻き込まれた事件・事故や、大規模災害の教訓を生かし、子ども自らが危険を回避する能力を養う安全・防災教育を推進します。

安全に安心していきいきと学校での時間を過ごせる環境づくりについては、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、相談体制を充実させるとともに、学校においては、生徒指導体制の充実を図り、いじめの未然防止や早期発見、不登校児童・生徒への支援に取り組みます。

また、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や、児童虐待について、中央子ども家庭センターや子ども総合相談センターなど関係機関との連携を強化します。

## 基本方策 8 学びを支える教育環境の充実

少子化の進行による児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化が進む中で、学校施設の更新や教育の情報化の推進など、より安全で充実した教育環境が求められています。また、教職員の多忙化が課題となる中で、教職員が授業や子どもたちと向き合う時間を確保するための取り組みが必要です。

多くの学校施設で建築後相当年数が経過し、老朽化が進んでいることから、学校施設を計画的に更新整備します。また、適正な学校規模とする学校配置等の適正化に取り組みます。

また、ICT（情報通信技術）を効果的に活用したわかりやすく深まる授業を実現するため、子どもが授業で使うICT機器を計画的に更新するなど教育の情報化を推進します。

さらに、教職員が子どもと向き合い、指導に専念できる時間をより多く確保するため、ICTを活用し通知表や指導要録等の事務処理を軽減するとともに、より効果的・効率的な学校運営に向けての見直しや、教職員の健康保持など勤務環境の整備に取り組みます。

安全で安心な給食を安定的に提供するため、老朽化が進む小学校給食調理場の計画的な更新整備に取り組みます。

## 基本方策 9 基礎的な知識・技術の学習機会の提供と図書館の充実

社会が激しく変化し、複雑になる中で、生涯にわたり自らに必要な知識や能力を身に付けることが必要となっています。そうしたことを支えるためには、子育て、健康・医療・介護、職業、情報社会、安全・防災、環境問題など、様々な課題に関する学習機会が生涯にわたって提供されることが必要です。

それぞれの分野における様々な行政部門・団体との連携を強めながら、特に基礎的な知識・技術の学習機会の提供に取り組みます。

図書館においては、資料の計画的・系統的な収集などの基礎的な図書館サービスを充実するとともに、居心地の良い図書館空間の提供と図書館内外への積極的な情報提供などにより、市民の生活及び職業上の課題や地域課題の解決のための支援を強化します。

また、読書が果たす重要な役割を踏まえ、学校図書館に対する中央図書館の支援を強化するとともに、子どもの読書活動の推進のための取り組みや、成人の読書習慣と情報活用能力の向上に取り組みます。

## 基本方策 10 文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりの推進

一人ひとりの市民が多様な個性・能力を開花させ、人生を豊かにすることができるようにするためには、豊かな文化・芸術にふれ、自然との関わりを持つことが大切です。

また、市民のふるさと意識やまちへの愛着を育むには、まちの歴史文化への理解を深めることが必要です。

さらに、社会の高齢化が進む中で、生涯にわたって健やかな生活を過ごすことを可能にするためには、健康な運動習慣を確立することが必要です。

社会教育と学校教育の連携を強化し、子どもたちが文化・芸術や自然の中で活動など、様々な体験ができる機会を確保します。

このような機会を提供することで、子どもたちをはじめとする市民が文化・芸術についての関心を深め、そこに喜びや楽しみを感じられるような環境整備に努めます。

また、文化財等の適切な保存を進めるとともに、特別史跡百濟寺跡などの貴重な歴史文化遺産を生かして、子どもたちや市民の郷土の歴史への理解を深めるとともに、歴史の薫り豊かなまちづくりや文化観光への活用・発展を進めます。

また、各種スポーツ・レクリエーション活動の充実やスポーツ環境の整備に取り組むとともに、健康の維持増進を図るため、身近なところで誰もが取り組める健康スポーツの推進に取り組みます。

## 2 計画の推進

### (1) 計画の推進方法

枚方市教育振興基本計画については、第4章に掲げる「基本方策」に基づいて、毎年、市長公約等を踏まえ、具体化を図るための取り組みを決定し、その推進を図るものとします。

### (2) 進行管理及び公表

第4章に掲げる「基本方策」及びその具体化を図るための取り組みの進行管理及び達成状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく「点検及び評価」をあてるものとし、効果的な教育行政の推進と市民への説明責任を果たすものとします。

「基本方策」の具体化を図るための取り組みについては、毎年度、6月を経過した時点の進捗状況をまとめ、市民に公表するものとします。

また、達成状況については、当該年度終了後、教育委員会による点検及び評価を行い、議会へ報告するとともに、市民に公表するものとします。

枚方市教育振興基本計画策定審議会委員名簿と審議経過

(1) 枚方市教育振興基本計画策定審議会委員名簿

| 選出区分             | 氏名        | 所属団体           |
|------------------|-----------|----------------|
| 学識経験を有する者        | 会長 島 善信   | 大阪教育大学         |
|                  | 竹内 由紀子    | 元枚方市立小学校長      |
|                  | 西川 信廣     | 京都産業大学         |
|                  | 林 文子      | 枚方地区人権擁護委員会    |
|                  | 村上 明子     | 関西外国語大学        |
| 市民団体又は関係団体を代表する者 | 副会長 狩野 史男 | 枚方市コミュニティ連絡協議会 |
|                  | 農頭 麻衣子    | 枚方市PTA協議会      |

(2) 審議経過

|         |  |   |
|---------|--|---|
| 平成 27 年 | 8 月  | 枚方市教育振興基本計画策定審議会に「枚方市教育振興基本計画の策定に関する調査審議」について諮問<br>第 1 回枚方市教育振興基本計画策定審議会<br>・枚方市教育振興基本計画の策定について |
|         | 9 月  | 第 2 回枚方市教育振興基本計画策定審議会<br>・枚方市教育振興基本計画（骨子案）について  |
|         | 10 月   | 第 3 回枚方市教育振興基本計画策定審議会<br>・枚方市教育振興基本計画（素案）について   |
| 平成 28 年 | 1 月  | 第 4 回枚方市教育振興基本計画策定審議会<br>・枚方市教育振興基本計画（案）について  |
|         | 3 月  | 第 5 回枚方市教育振興基本計画策定審議会<br>・枚方市教育振興基本計画（答申案）等について   |
|         | 4 月  | 市民意見の募集<br>募集期間：4 月 1 日～4 月 20 日 意見：12 人（53 件）  |
|         |  | 第 6 回枚方市教育振興基本計画策定審議会<br>・審議会の答申（案）に対する市民からのご意見募集結果について<br>・枚方市教育振興基本計画答申（案）の修正案について            |
| 5 月     | 枚方市教育振興基本計画策定審議会から「枚方市教育振興基本計画の策定に関する調査審議」について答申 |   |

# 枚方市教育振興基本計画

平成 28 年 6 月

発 行 : 枚方市教育委員会

担 当 : 枚方市教育委員会事務局管理部教育総務課

住 所 : 〒573-1159 枚方市車塚 1 丁目 1 番 1 号

連絡先 : TEL : 050-7105-8018 FAX : 072-851-1711

E-mail : [kysoumu@city.hirakata.osaka.jp](mailto:kysoumu@city.hirakata.osaka.jp)

U R L : <http://www.city.hirakata.osaka.jp/>